

川崎市告示第168号

情報通信技術を活用した方法により行う行政手続等の一部改正について
川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成18年川崎市規則第85号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等(令和5年川崎市告示第187号)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

表中

「

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)	第70条第1項	軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)
	第70条第2項	軽自動車税(種別割)廃車申告兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車)
	附則第9項	耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書
	附則第10項	耐震基準適合家屋に係る固定資産税減額申告書
	附則第11項	改修実演芸術公演施設に係る固定資産税・都市計画税減額申告書
	附則第12項	宅地化農地確認申請書

」

を

「

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）	第 70 条第 1 項	軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）
	第 70 条第 2 項	軽自動車税廃車申告兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）
	附則第 9 項	耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書
	附則第 10 項	耐震基準適合家屋に係る固定資産税減額申告書
	附則第 11 項	改修実演芸術公演施設に係る固定資産税・都市計画税減額申告書
	附則第 12 項	宅地化農地確認申請書

に、

川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則（令和 6 年川崎市規則第 58 号）	第 3 条第 2 項	指定管理者の指定の手続き
--	------------	--------------

を

川崎市川崎市民館・労働会館条例施行規則（令和 6 年川崎市規則第 58 号）	第 3 条第 2 項	指定管理者の指定の手続き
川崎市勤労者福祉共済条例施行規則（昭和 49 年川崎市規則第 77 号）	第 4 条第 1 項	加入申込書の提出
	第 7 条第 1 項	会員追加届の提出
	第 8 条第 1 項	資格喪失届の提出

	第 9 条 第 1 項	届出事項変更届の提出
	第 10 条 第 1 項	給付金請求書の提出

」

に、改める。